

## 別紙

### 推薦に当たっての留意事項について

#### 1 全般的な事項

##### (1) 社会福祉功労者に対する県知事表彰との関係（表彰要綱第2条）

本表彰と別に例年行われる「社会福祉功労者に対する県知事表彰」において、既に県知事表彰（感謝状を含む）を受賞した者、今年度県知事表彰（感謝状を含む）を受賞予定の者については、本表彰の対象とはしないものであること。

##### (2) 表彰対象者の改正（表彰要綱第2条）

令和6年度より、「高齢者の福祉の増進に寄与した者」とし、表彰の対象を拡大するものであること。

##### (3) 表彰歴の取扱い（表彰要綱第6条）

「原則として既に市町村長、社会福祉協議会会長、老人福祉法（昭和38年法律第133号）（以下「老人福祉法」という。）第5条の3に規定する老人福祉施設の長、老人福祉法第29条に規定する有料老人ホーム（以下、「有料老人ホーム」という。）の長又は介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「介護保険法」という。）第8条、第8条の2及び第115条の45に規定する事業（以下「介護保険法に規定する各種事業」という。）を行う事業所（以下「介護サービス事業所」という。）の長等から表彰を受けている者」において、市町村老人クラブ連合会会長から表彰を受けている者を含むものとする（市町村の区域よりも小さな区域の老人クラブ連合会会長からの表彰歴は考慮しない。）。

##### (4) 老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所の施設長又は管理者に対する表彰規定の新設（表彰要綱第6条及び第7条）

老人福祉施設職員については、その職位にかかわらず表彰の対象とする在職期間を一律に定めていたが、他の表彰制度の状況を鑑み、老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所の施設長又は管理者については、在職期間が17年以上の者を表彰の対象に、在職期間が12年以上の者を感謝状授与の対象とする。

##### (5) 表彰に必要な在職年数の短縮（表彰要綱第6条）

老人クラブ会長及び市町村老人クラブ連合会女性部長について在職期間が7年以上の者を表彰の対象としていたものを、在職期間が5年以上の者を表彰の対象とする。

##### (6) 老人ホームヘルパーに対する規定の見直し（表彰要綱第6条及び第7条）

老人ホームヘルパーについては、介護保険法に規定する「訪問介護員」に改める。

##### (7) 被表彰候補者又は感謝状授与候補者の推薦（表彰要綱第6条及び第7条）

被表彰候補者又は感謝状授与候補者については、表彰又は感謝状授与に値する具体的な事績を詳しく記載すること。

なお、複数の者を推薦する場合には、必ず推薦順位を付すこと。

#### 2 老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所職員（表彰要綱第6条（1）及び第7条（1））

「老人福祉施設の職員」としていたものを、「老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所の職員」に改める。（訪問介護員を除く。）

第6条で規定する「介護保険法に規定する各種事業」については別添「福岡県高齢者福祉功労者知事表彰 職員表彰に係る対象事業について（介護保険法）」を参照のこと。

表彰年数の計算に当たっては上記事業に従事した期間の合算で判断すること。

（老人福祉施設のみ20年以上従事、有料老人ホームにのみ20年以上従事又は介護サービス事業所にのみ20年以上従事という意味ではない。）

### 3 老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所施設長・管理者（表彰要綱第6条（2）及び第7条（2））

老人福祉施設職員、有料老人ホーム職員又は介護サービス事業所の職員のうち、現在、施設長又は管理者として在職している者の表彰等要件については、表彰は在職期間17年以上、感謝状授与は在職期間12年以上とする。

表彰年数の計算に当たっての考え方は、2と同様であること。

（なお、施設長又は管理者として17年以上従事という意味ではなく、上記施設に17年以上在職し、現在の職位が施設長又は管理者である者をいう。）

### 4 訪問介護員（表彰要綱第6条（3）及び第7条（3））

「老人ホームヘルパー」を「訪問介護員」に改める。

（参考）訪問介護員に係る介護保険法及び介護保険法施行令における整理

#### ○介護保険法第8条第2項

この法律において「訪問介護」とは、要介護者であつて、居宅（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の六に規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム（以下「有料老人ホーム」という。）その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。）において介護を受けるもの（以下「居宅要介護者」という。）について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるもの（定期巡回・随時対応型訪問介護看護（第十五項第二号に掲げるものに限る。）又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。）をいう。

#### ○介護保険法施行令第3条第1項

法第八条第二項の政令で定める者は、次に掲げる者とする。ただし、訪問介護（同項に規定する訪問介護をいう。以下この条において同じ。）に係る共生型居宅サービス（法第七十二条の二第一項の申請に係る法第四十一条第一項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。）以外の訪問介護については、第一号に掲げる者とする。

一 次のイ又はロに掲げる研修の課程を修了し、それぞれ当該イ又はロに定める者から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この条において「養成研修修了者」という。）

イ 都道府県知事の行う介護員の養成に関する研修当該都道府県知事

ロ 都道府県知事が指定する者（以下この条において「介護員養成研修事業者」という。）の行う研修であつて厚生労働省令で定める基準に適合するものとして都道府県知事の指定を受けたもの（以下この条にお

いて「介護員養成研修」という。)当該介護員養成研修事業者

二 居宅介護(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第二項に規定する居宅介護をいう。)又は重度訪問介護(同条第三項に規定する重度訪問介護をいう。)に係る指定障害福祉サービス(同法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)を提供している者として厚生労働大臣が定めるもの

5 老人クラブ会長(表彰要綱第6条(4))

「単位老人クラブ会長」に校区老人クラブ会長を含むものとする。

6 優良老人クラブ関係(表彰要綱第6条(5))

被表彰候補クラブは、表彰に値する具体的活動内容を特に詳しく記載し、規約を添付すること。

優良老人クラブに限り、市町村長、社会福祉協議会会長等からの表彰歴を要件としない。

表彰の対象は、単位クラブとする。(校区連合会等は含まない。)

なお、複数のクラブを推薦する場合には、必ず推薦順位を付すこと。

7 社会奉仕活動従事者(表彰要綱第6条(6)及び第7条(4))

対象施設を「老人福祉施設」としていたものを、「老人福祉施設、有料老人ホーム又は介護サービス事業所」に改める。